

令和5年度 高齢者施設等への 応援職員コーディネート事業について

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会
福祉サービス事業部 副部長 佐野 将彦

- 1 事業の目的
- 2 事業のイメージ
- 3 補助金について
- 4 相談実績
- 5 派遣実績
- 6 応援職員の業務の例
- 7 Q&A

1 事業の目的

コロナ禍における介護・看護の人材不足を法人間の助け合いで補い、サービスを継続させることで要介護者の安心・安全な生活を守ること

令和2年1月 県内1人目の感染確認

3月 障害者支援施設（東庄町）でクラスター発生

4月 高齢者施設（松戸・市川）でクラスター発生

4月7日 緊急事態宣言

※千葉県では、令和4年9月20日までに3度の緊急事態宣言発出

令和5年5月7日までに県民約627万人のうち約148万人が感染

コロナ禍により想定される事態

高齢者施設（特別養護老人ホームや介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム等）で、介護職員や看護師等が新型コロナウイルス感染症に感染したり濃厚接触者となった場合、**介護や看護の担い手が不足する可能性がある**

高齢の要介護者が住む居宅で、介護をしていた家族が新型コロナウイルス感染症に感染して入院した場合、要介護者が陰性であっても濃厚接触者になるため、短期入所等ができない場合が想定され、在宅生活を継続するうえで**介護の担い手がいなくなる可能性がある**

千葉県ではそのような事態になっても高齢者の福祉サービスが中断することがないよう

職員不足で困っている高齢者施設等へ他法人から職員を応援派遣して施設間で助け合う仕組みを作るとともに、家族が感染した場合の要介護者への支援として、令和2年9月から「高齢者施設等への応援職員コーディネート事業」を開始

千葉県は県社協へ事業を委託して研修や派遣を行う体制を構築

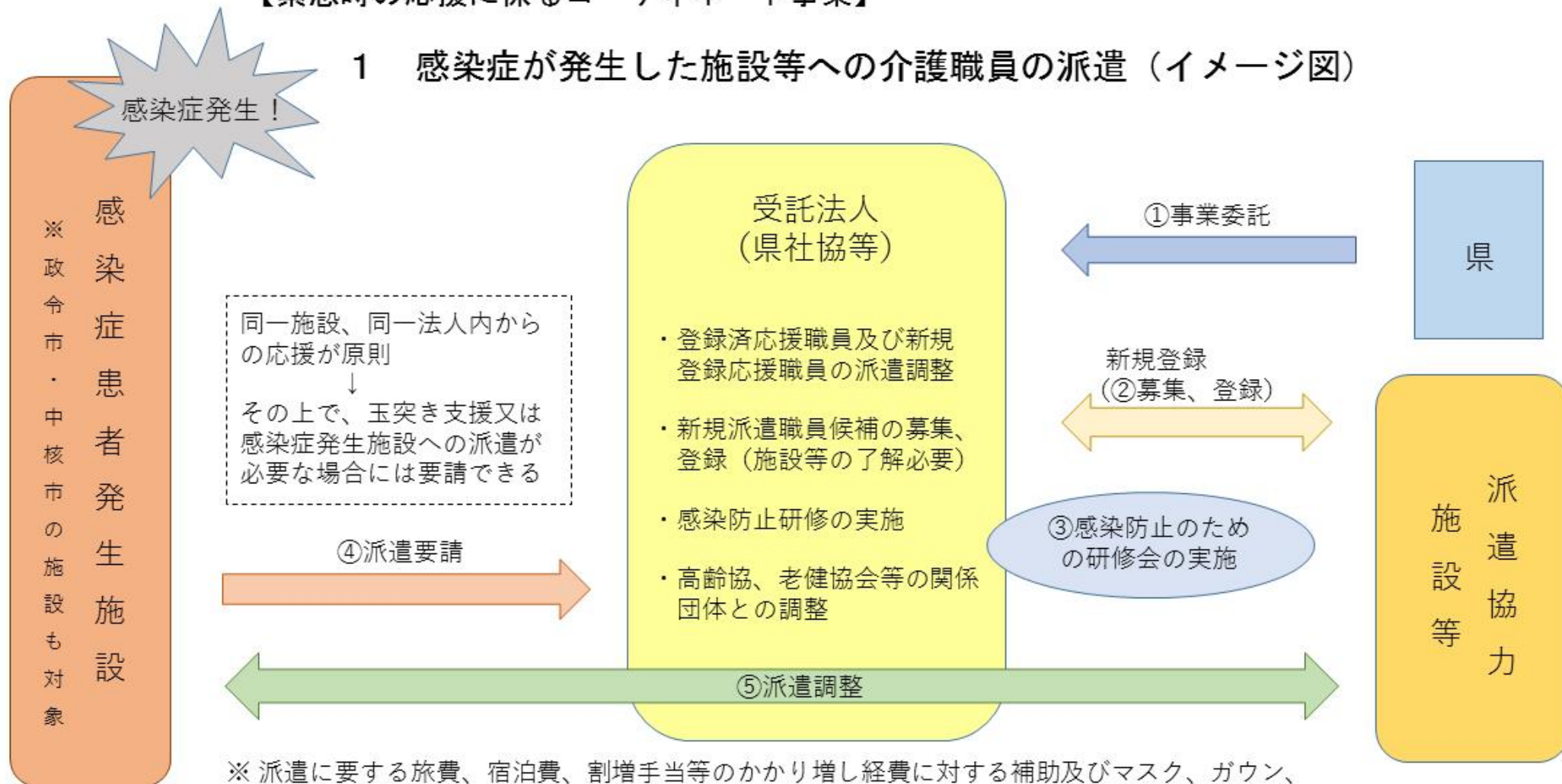
2023年10月末現在

65法人85事業所から157名（施設派遣121名、居宅訪問23名、両方可13名）が県社協へ応援職員を登録

2 事業のイメージ

【緊急時の応援に係るコーディネート事業】

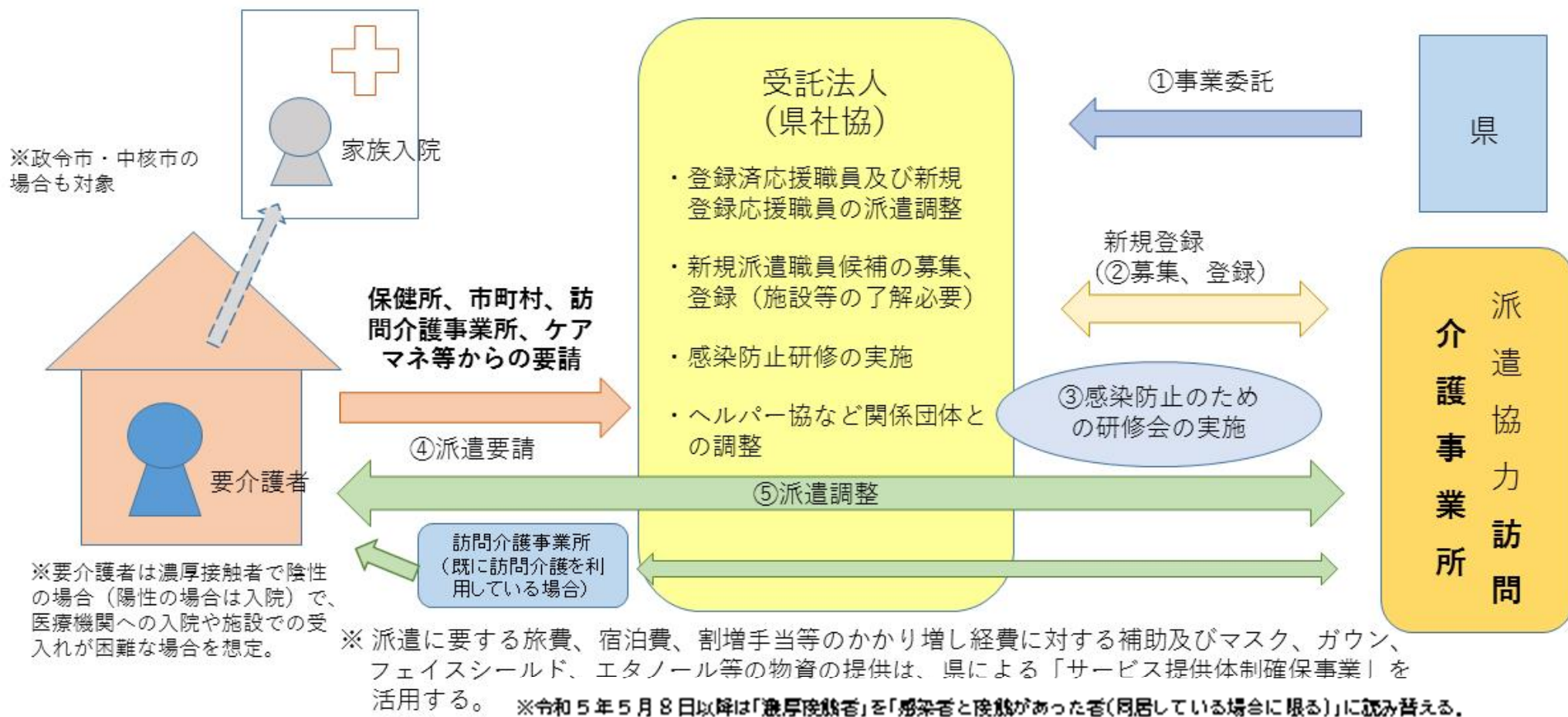
1 感染症が発生した施設等への介護職員の派遣（イメージ図）



※ 派遣に要する旅費、宿泊費、割増手当等のかかり増し経費に対する補助及びマスク、ガウン、フェイスシールド、エタノール等の物資の提供は、県による「サービス提供体制確保事業」を活用する。

【緊急時の応援に係るコーディネート事業】

2 家族が感染した要介護者への訪問介護職員の派遣（イメージ図）



3 補助金について

<名称>

令和5年度千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金

<目的>

新型コロナウイルスの感染等により、介護サービス事業所等でサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスを継続させるため、本補助金によりサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援する

<補助金の対象事業所>

- ①新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者（感染者と同居に限る）に対応した介護サービス事業所等
- ②居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所
- ③感染者が発生した介護サービス事業所等から施設利用者の受け入れを行う事業所等
- ④職員が不足した事業所等に応援職員の派遣を行う事業所等

<補助金の対象経費>

- 1 緊急時の介護人材確保に係る費用
- 2 職場環境の復旧・環境整備に係る費用
- 3 連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

感染が発生した介護サービス事業所等への介護人材の応援派遣のための緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

希望する事業所等は「ちば電子申請サービス」の「令和5年度サービス提供体制確保事業費補助金申請フォーム」から千葉県高齢者福祉課へ申請してください

■ 千葉県高齢者福祉課ホームページ（サービス提供体制確保事業費補助金について）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/fukushishitsu/r5serviceteikyou.html>

担 当：千葉県高齢者福祉課

メール：kaigoshinsei@mz.pref.chiba.lg.jp

電話：043-223-2350／043-223-2395

4 相談実績

- 令和2年度（9月8日～3月末）・・・合計26件
 - ①施設 25件（特養8件、老健8件、有料3件、その他6件）
 - ②居宅 1件
- 令和3年度（4月～3月末）・・・合計32件
 - ①施設 27件（特養11件、GH4件、老健3件、デイ3件、その他6件）
 - ②居宅 5件
- 令和4年度（4月～3月末）・・・合計61件
 - ①施設 59件（特養24件、GH11件、有料11件、老健9件、その他4件）
 - ②居宅 2件
- 令和5年度（4月～10月末）・・・合計 4件
 - ①施設 4件（有料2件、特養1件、サ高住1件）
 - ②居宅 0件

5 派遣実績

■令和2年度 施設

	クラスター発生法人	クラスター発生施設	派遣先	派遣期間(日数)	応援職員	業務内容(日勤)
1	医療法人	介護老人保健施設(船橋市)	介護老人保健施設(船橋市)	①1/12~1/17(6日間)	①老健職員1名	感染症発生施設のグリーンゾーンにおける介護業務等
				②1/16~1/21(6日間)	②老健職員1名	
2	医療法人	介護老人保健施設(市川市)	介護老人保健施設(成田市)	①2/13~2/16(4日間)	①特養職員1名	玉突き派遣施設における介護業務等
				②2/17~2/18(2日間)×2名	②有料職員1名 ③有料職員1名	
3	社会福祉法人	介護老人保健施設(千葉市)	特別養護老人ホーム(千葉市)	①3/1~3/5(5日間)	①特養職員1名	玉突き派遣施設における介護業務等
				②3/2,3,5,6,9(5日間)	②特養職員1名	
			特別養護老人ホーム(千葉市)	①3/1~3/6~9(7日間)	①特養職員1名	玉突き派遣施設における介護業務等
計	3法人	3施設	4施設	37日間(延べ)	8名	感染症発生施設1カ所、玉突き派遣施設3カ所で従事

■ 令和2年度 居宅

	相談者	要介護者	派遣先	派遣期間(日数)	応援職員	業務内容
1	医療法人 居宅介護支援事 業所	A氏 (流山市)	A夫婦宅	①1/16,18 (2日間) ※16日1回訪問 18日3回訪問	①訪問介護 事業所 職員1名	感染症発生居宅のレッドゾーン における訪問介護業務(日勤)

令和3年度 施設

	クラスター発生法人	クラスター発生施設	派遣先	派遣期間(日数)	応援職員	業務内容(日勤)
1	社会福祉法人	特別養護老人ホーム (市川市)	デイサービスセンター (市川市)	①1/24 (1日間)	①特養職員1名	玉突き派遣施設での介護業務等
				②1/25～1/26 (2日間)	②特養職員1名	
2	医療法人	介護老人保健施設 (市川市)	介護老人保健施設 (市川市)	2/10～2/15 (6日間)	養護職員1名	感染症発生施設のグリーンゾーンでの介護業務等
3	社会福祉法人	特別養護老人ホーム (銚子市)	特別養護老人ホーム (銚子市)	2/19～2/20 (2日間)	特養職員1名	感染症発生施設のグリーンゾーンでの環境整備業務等
4	社会福祉法人	特別養護老人ホーム (四街道市)	特別養護老人ホーム (四街道市)	3/8、3/11 (2日間)	GH職員1名	感染症発生施設のグリーンゾーンでの介護業務等
5	事務組合	特別養護老人ホーム (船橋市)	特別養護老人ホーム (船橋市)	3/10～3/12 (3日間)	老健職員1名	感染症発生施設のグリーンゾーンでの介護業務等
計	5法人	5施設	5施設	16日間 (延べ)	6名	感染症発生施設4カ所、玉突き派遣施設1カ所で従事

令和3年度 居宅への派遣なし

■ 令和4年度 施設

	クラスター発生法人	クラスター発生施設※	派遣先	派遣期間(日数)	応援職員	業務内容(日勤)
1	社会福祉法人	特別養護老人ホーム (南房総市)	特別養護老人ホーム (南房総市)	4/22 (1日間)	特養職員1名	感染症発生施設のグリーンゾーンでの介護業務等
2	社会福祉法人	特別養護老人ホーム (印西市)	特別養護老人ホーム (印西市)	7/25～7/28 (4日間)	老健職員1名	感染症発生施設のグリーンゾーンでの介護業務等
3	社会福祉法人	特別養護老人ホーム (柏市)	特別養護老人ホーム (柏市)	8/6～8/9 (4日間)	特養職員1名	感染症発生施設のグリーンゾーンでの介護業務等
4	株式会社	デイサービス ※クラスター未発生 (茂原市)	デイサービス (茂原市)	8/11、8/18 (2日間)	デイサービス職員1名	職員のみ感染のデイサービスでの介護業務等
5	医療法人	介護老人保健施設 (大多喜町)	介護老人保健施設 (大多喜町)	11/12 (1日間)	特養職員1名	感染症発生施設のグリーンゾーンでの介護業務等
計	5法人	5施設	5施設	12日間 (延べ)	5名	感染症発生施設4カ所、職員のみ感染施設1カ所で従事

■ 令和4年度 居宅への派遣なし

■令和5年度 施設への派遣なし（10月末現在）

■令和5年度 居宅への派遣なし（10月末現在）

<考えられる要因>

- ・新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株が主流になってからは、発生初期と比較して重症度が低下
- ・令和5年5月8日に2類から5類へ変更（陽性者に対して法律に基づく外出自粛要請が廃止）
- ・高齢者施設では基本的な感染対策は継続しつつ、職員の早期復帰が実現（陽性者の最短療養期間14日→10日→7日→現在は最短5日間外出を控える）

6 応援職員の業務の例

※感染症発生施設へ派遣する場合、安全性の確認のために派遣初日に県社協職員が立ち会います。

※応援職員は毎日日報を作成して所属施設と県社協へ報告していただきます。

【感染症発生施設（特養）のグリーンゾーン勤務の例】

時間	9:00～	9:30～	11:10～	11:30～	12:30～	13:30～	15:00～	16:30～	18:00
内容	・出勤 ・食堂の片付け ・廊下の手すりの消毒	個浴の入浴 介助 (6名)	・昼食準備 ・配膳	休憩	・食堂の片付け ・トイレ誘導	個浴の入浴 介助 (3名)	・おしぼり 巻き ・夕食準備	・夕食配膳 ・食事介助 ・トイレ誘導	・日報提出 ・退勤

<通勤> 自家用車、自宅またはホテル⇄施設

<受け入れ施設の体調確認>

- ・派遣初日に応援前1週間分の検温と体調の記録を提出、勤務中も検温実施
- ・抗原検査の実施（派遣初日） ※費用は受け入れ施設が負担

<応援職員の感想>

- ・入浴設備など普段勤務している施設とは異なるので最初は戸惑いもあったが、受け入れ施設の職員が丁寧に教えてくれたので大丈夫だった。
- ・同じ介助業務でも自施設とはやり方に違いがあり、いろいろと参考になった。

【玉突き施設（特養）の勤務の例】

時間	9:00～	9:30～	12:00～	13:00～	14:00～	14:30～	15:00～	17:00～	18:00
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・朝礼 ・申し送り 	<ul style="list-style-type: none"> ・水分補給 ・トイレ介助 ・入浴業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食早出し介助 ・食後トイレ誘導 ・臥床介助 	休憩	<ul style="list-style-type: none"> ・離床介助 ・トイレ誘導 	清掃除菌	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ介助 ・水分補給 	<ul style="list-style-type: none"> ・夕食介助 ・トイレ誘導 ・臥床介助 	<ul style="list-style-type: none"> ・日報提出 ・退勤

<通勤> 自家用車、自宅（ホテル）⇄施設

<受け入れ施設の体調確認>

- ・派遣初日に応援前1週間分の検温と体調の記録を提出、勤務中も検温実施
- ・抗原検査、PCR検査未実施

<応援職員の感想>

- ・入浴や着脱介助の際に人数が少なく感じたのであと1名入ってほしかった。
- ・利用者の名前やADLなど覚えるのに丸1日かかったが現場の雰囲気良く、分からないことは丁寧に教えてもらえた。
- ・クラスター発生施設ではなくても職員が不安と疲れで大変そうだったので、少しでも役に立てたなら良かった。

7 Q&A

Q1：応援派遣される職員はどのように選ばれるのか

A：応援が必要な施設（派遣先）の市町村を確認し、近隣市町村で応援職員登録のある施設（派遣元）の管理者等へメールで派遣の打診をします。

メールには応援の内容（感染症発生施設への派遣か玉突き派遣か、職種、性別、人数、日数、業務スケジュール等）が記載された「応援職員派遣に係る調査票」を添付しますので、派遣の可否を検討、決定していただきます。

Q2：県の研修を受けていない職員は派遣できないのか

A：登録のみで研修を受けていない方は、原則として感染症が未発生施設への玉突き派遣のみになります。感染症発生施設（グリーンゾーン含む）への派遣は、研修でガウンテクニック等を学んだ方のみになります。

Q3：応援職員の指揮監督権等については、派遣元に属し、出張扱いと考えてよいか

A：応援職員の身分は派遣元のままで出張扱いですが、応援派遣の業務中は派遣先の管理者の指示に従っていただきます。なお、応援業務の内容等は派遣先の施設が予め「応援職員派遣に係る調査票」に記載し、県社協と派遣元施設で共有しています。業務日報を確認し、調査票に書かれた内容と業務内容が著しく異なる場合等、派遣先に問題がある場合は、派遣元施設と協議の上、県社協から改善の申し入れを行います。

Q4：施設1カ所あたりの派遣期間や、職員1名あたりの派遣期間はどれくらいを見込んでいるのか

A：施設1カ所あたりの派遣期間は、感染度合いやニーズにもよりますが、最大3週間程度と見込んでおります。しかし概ね5日～10日程度で職員が復帰してくるので派遣の必要は少なくなってきました。

職員1名あたりの派遣期間は1人あたり1週間6日までとし、派遣元の施設から了解が得られれば翌週もお願いしています。これまでの最長は計7日間（3日勤務2日休み4日勤務）の方です。

Q5：派遣中の業務内容、就業時間、休憩時間、休日、時間外勤務の有無などについては、どのように決められているのか

A：応援業務の内容等は派遣先の施設が予め「応援職員派遣に係る調査票」に記載し、県社協と派遣元施設で共有しています。調査票の内容に合意された場合に職員を派遣していただきます。

Q6：派遣期間中の給与、危険手当などの特別手当を支給する場合は派遣元が負担するのか

A：通常どおり派遣元（応援職員の所属先）が給与を支払います。ただし、応援職員の割増賃金や危険手当、応援職員が抜けて残った職員の残業代などの割増賃金、緊急に人を雇用したり、人材派遣会社等から人材派遣を受けた経費は県の補助金の対象となります（「3.補助金について」参照）。

Q7：応援職員の交通費や宿泊費は補助金の対象か。職員の宿泊先はどのように選定すればよいのか

A：県の補助金の対象になりますので立て替えていただき、後日交付申請等を行ってください。

宿泊先は派遣元施設に探していただいても県社協が探してもどちらでも構いません。過去の例として感染症発生施設へ派遣した場合のホテルは、県社協がホテルへ事情を説明して予約しました。

Q8：応援職員が勤務中に派遣先の入居者に怪我を負わせた場合の補償はどうなるのか

A：一般的には応援職員を出した施設ではなく、応援職員の派遣を受けた施設の保険が適用されます。

Q9：派遣期間終了後の自宅待機（経過観察）期間は何日を想定しているのか

A：感染症が発生した施設に勤務する場合、応援職員はガウンの着用など感染対策を講じて業務を行うので感染リスクは低く、派遣後の自宅待機期間は設けていません（感染症未発生施設への玉突き派遣の場合も設けていません）。

派遣後の抗原検査の実施や自宅待機期間を設けることについては派遣元の考え方によります。

なお、応援職員が感染した場合の入院費等は、令和2年4月28日付け厚生労働省労働基準局補償課長通知により、介護業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が、新型コロナウイルスに感染した場合、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となるとされています。

ご清聴ありがとうございました